

危険物取扱者試験・消防設備士試験 電子申請が拡大されました！

令和6年7月1日以降、電子申請機能が拡大されたことにより、大阪府支部が実施する危険物取扱者試験及び消防設備士試験でも、これまでは電子申請できなかった条件の方も電子申請が利用できるようになりました。

区分	令和6年 6/30まで	令和6年 7/1から
受験資格を確認するための 証明書類の提出が必要 (例：卒業証明書、成績証明書、 電気工事士免状など)	電子申請 ×	電子申請 ○ ※証明書類の電子データの アップロードが必要です。 書面申請も ○ (証明書類はコピーでも申請可) <small>振替払込受付証明書(お客さま用)は原本貼付</small>
科目免除での受験のための 証明書類の提出が必要 (例：火薬類免状、電気工事士 免状など)	書面申請のみ ○ (証明書類により 原本の提出が必要)	
※複数受験や併願受験を 希望する		

※複数受験・併願受験には実施する支部が定める条件があります。その条件のもと出願してください。

7月1日からの電子申請 注意事項（必ずお読みください。）

1. 証明書類が必要な申請を行うと、証明書のデータをアップロードするための URL が記載されたメールが届きます。案内に沿って証明書の画像をアップロードしてください。
2. アップロードされた後、審査を経て審査完了となります。審査の結果、再アップロードが必要となる場合もありますので、審査結果を必ずご確認ください。
3. 証明書類のアップロード（再アップロードを含む）には期限があります。
期限切れとなりますと、その試験を受験できなくなりますのでご注意ください。
4. これまでと同様に、電子申請された方は受験票をご自身で印刷していただく必要があります。印刷できる環境のない方は書面申請をご利用ください。
5. 危険物取扱者試験において、乙種第4類の試験を午前と午後で併願受験される方は、電子申請できません。書面申請をご利用ください。
6. 免状番号のない古い危険物取扱者免状及び消防設備士免状を写真の書換を行わずにお持ちの方は、電子申請できません。書面申請をご利用ください。

証明書類の電子ファイルについての留意事項

- ① 証明書類の電子データ化は…
 - ◎デジタルカメラ・スマートフォンで撮影したもの又はスキャンしたもの
 - ◎証明書類の全体が鮮明に確認できるもの
 - ◎印影が欠けていないもの
- ② 証明書類を撮影する場合は、机等の平らな場所において全体を写し、ピントを合わせて鮮明に撮影してください。
- ③ 原本を確認させていただく場合がありますので、原本は保管しておいてください。
- ④ アップロードできるファイルは PDF もしくは JPEG 形式で 10メガバイトまでです。

※当支部が配布している「令和6年度危険物取扱者試験 試験案内」及び「令和6年度消防設備士試験 試験案内」は令和6年6月30日までの試験実施要領に則り作成した内容です。電子申請の可否や証明書類の取り扱いに関してはこちらの「大阪府支部からのお知らせ」をご覧ください。

電子申請操作上の不明点などに関するお問い合わせ

(一財)消防試験研究センター 電子申請室

0570-07-1000 (土日祝除く 9:00~17:00)



電子申請の可否などに関するお問い合わせ

(一財)消防試験研究センター 大阪府支部

06-6941-8430 (土日祝除く 9:00~17:00)

